

第 1 問

第1 甲の罪責

1項or2項を答く

1. Vに現金50万円を振り込まれた行為につき、詐欺罪(刑法(以下同各)246条2項)が成立しないか。その要件は、①欺く行為②錯誤③錯誤に基づく利益移転④利得と①~④が因果関係を有することである。
2. 甲は、VにA名義の口座へ50万円を振り込ませるため、自己がVの息子であると装っている。Vにとって、相手方が自分の息子であるかどうかは、口座にお金を振り込まかどうかについても重要な事項である。利得のために、相手方の判断によって重要な事実についての欺く行為があるから、①欺く行為がある。また、Vは、甲が「俺だよ、どうしよう…母さん頼む」と言って、電話の相手方が自分の息子であると信じた。引いて、Vに基づいて、A名義の預金口座に50万円を振り込んでいる(③、④充足)。
- また、利得があると言えるが、Vが振り込んだ現金は、未だ引き出されていなく、甲に利得があると言えるかが問題となる。→交付が口座で既得をいうから、確かに、口座からお金を引き出せばいいのであれば、甲に利得は無いように思える。しかし、取引が停止されたのは、振り込みから3時間後であり、その間は、甲はAのキャッシュカード及び暗証番号を用いて、50万円を引き出せる地位にいた。
- 甲が利得を得る地位に立たされた以上は、利得があったといえる、既遂に達したといえる。(④充足) また、以上より、①~④は因果関係が認められる。
3. 引いて甲には故意(38条1項)も認められ、違法性・責任が阻却されることはない。
4. 以上より、詐欺罪が成立する。
5. では、現金50万円をATMから引き出すという行為についてどうか。

1

両方成立して下りる流れでOK

第 2 問

- 甲は、甲に持、窃盗罪(235条)が成立しないか。
- 甲は、丙にATMから、50万円を引き出すおに頼んで、丙にA名義の口座から、50万円を引き出させている。甲は、丙との窃盗罪(235条)の共謀共同正犯(60条)が成立しないか。その要件は、①共謀 ②のに基づく実行行為である。
- 6(1) 共謀があるかどうかは、意思疎通連絡があったかどうか、甲の正犯性が認められるかで判断する。
- 甲は、丙に上記の通り、50万円を引き出すおに頼んでおり、丙はこれを引き受けており意思疎通がある。また、甲は自分の行った詐欺によって得た50万円を引き出している。甲は50万円を得るために丙に犯行を依頼しており正犯性も認められる(②充足)。
- (2) ~~甲は、丙に~~では、~~甲は、丙に~~による窃盗はあるか。丙がATMコーナーについた時には、Aの口座から現金を引き出すことはできなかった。窃盗の実行行為の着手が認められるかが問題となる。
- 実行行為とは、構成要件の予定する法益侵害惹起の現実的危険を有する行為をいう。着手が認められるかどうかは、かかる危険の発生が認められるかで判断すべきである。また、構成要件は、一般人に対して与えられるものであるから、危険の発生については、一般人を基準すべきである。窃盗罪は、他人の財物の占有を保護するものである。したがって、占有侵害の危険が発生しているかどうかで判断する。
- 丙は、甲から、A名義のキャッシュカードと暗証番号をもらっている。ATMからお金を引き出すには、その2つがあれば足りる。そして、丙はATMコーナーにおいて、キャッシュカードを挿入して、暗証番号を入力している。

2

3時間後、という是伴的な数字を記入し、

第

問

銀行が占有するATMの現金5万円を丙は勝手に引き出す状態にあったといえる。
一般人が引いて遅くとも、暗証番号を入力し終えた時点では、占有侵奪の状態に
あったと評価できる。したがって、実行の着手が認められる。

もともと、丙は現金を引き出せていないため、未遂(243条)にとどまる(③充
足)。問題文で「いかなる場合も、反対の場合はどうあるかを考える(なお、以下)

7. 以上より、甲には丙との窃盗未遂罪の共謀共同正犯が成立する。

8. 罪数

甲には、~~詐欺罪~~詐欺罪と窃盗未遂罪の共謀共同正犯が成立し、これは
併合罪(45条前段)となる。

第2 丙の罪責 罪数は既述した通り、共謀共同正犯が成立しない。

1. 丙には、甲との窃盗未遂罪の共同正犯が成立しないか。その要件は、
上記①、②である。

2. ~~まず~~まず、丙と甲の間には意思連絡がある。また、丙は5万円を欲し、^{報酬が}
利益を得る目的で自己の犯罪として、犯行を行なっており正犯性が認め
られる(④充足)。

また、上記の通り②も満たす。

3. 以上、丙には甲との窃盗未遂罪の共同正犯が成立する。

第3 乙の罪責

1. ~~まず~~まず、^{に於}甲の2上記2つの犯行について、共謀が認められるため、
甲との共謀共同正犯が成立しない。

2. もともと、甲は、乙の準備した部屋で携帯電話を用いて、乙の詐欺
を実行している。

1. 甲は、乙の準備した部屋で携帯電話を用いて、乙の詐欺を行っていた。

第

問

乙は、甲とVに対するものと同様の詐欺について共同実行の意思連絡がある。
そこで、乙には、甲とのVへの詐欺罪の共同正犯が成立しないか。

2. ~~まず~~まず、乙と甲にはVへの詐欺の意思連絡はない。しかし、乙と甲は、事実上
①〜④の行為についての意思連絡がある。①〜④の内容は、甲のVに対する
詐欺と同様の行為についてのものである。そして、③にいう「相手」とりば更に
抽象的には「人」である。そこで、Vと113人に対する詐欺は、乙・甲間の
意思連絡の内容とあてはまると考える。甲・乙間には意思連絡がある。
~~乙は~~また、乙は、自己が利益を得る目的で、甲と上記意思連絡を行
っており、さらに、犯行に役する部屋や電話を準備する等と重要を有するから、
(④充足)。乙の地位も指摘、し、甲

3. 以上より、甲との詐欺罪また同様に窃盗未遂罪の共謀共同正犯
が成立し、罪数は甲と同様となる。
時間切れ

窃盗は

第 問

第一、Ⅴに現金50万円を振り込ませた行為について

一、甲の罪責

見子を装い

1. 甲は、上記について、Ⅴに直接電話をかけ、示談金50万円が必要であると申し付け、Ⅴに振り込みをさせている。

現金は
占有

(1) 詐欺罪(246条2項)は、①人を欺用し、②金銭の^{利益}によって錯誤に陥らせ、
③財産上不法の利益を得る場合に成立する。

(2) 本件で、甲の発言は見子が金に困っているのを助ける親^父を利用し、自己を見子であると偽り、他人であれば振り込まない旨^旨の振り込みをⅤにさせるものである(①充足)。そして、その発言によって、振り込み先を見子の預金口座であると誤信し、見子に金を渡す^父との金管^父誤に陥っている(②充足)。それによって、甲は、自己が通帳、暗証番号、キャッシュカードを持ち、管理するA名義の口座に50万円の現金を獲得し、それを引き出し得る^父地位という財産上の利益を得ている(③充足)。

改ざん
いっ転した

(3) したがって、甲には詐欺利得罪が成立する。

2. 乙は、上記1の甲の行為に使用した道具や計画を準備させた者であり、^父同様の詐欺の計画をもちかけた。

(1) 共同正犯(60条)は、~~二人以上の者が~~共謀の上^{共謀}に二人以上の者が共謀し、②犯罪を実行した場合に成立する。①について、共謀とは、共同して犯罪を^{共謀}共同実行の意思と正犯性である。

(2) まず、Ⅴに対する上記詐欺については、甲が実行している(①充足)。また、詐欺の計画について、甲と乙がした^{共謀}通謀は、おおまかに、この準備した道具を用いて、一般の電話帳の中から不特定の者に甲が電

第 問

話をかけて、この準備した預金口座に現金を振り込ませるというものであった。

しかし、甲が実際にした実行行為では、財産上の利益を得る^{共謀}詐欺罪において使用する^{共謀}預金口座が、通謀したものとは異なる。さらに、前半、電話をかけるまでは^{共謀}通謀したとおりに甲は行動しているように見えるが、その内、内^{共謀}ではと通謀したとおりの預金口座に振り込ませよう被害者に言おうつもりはなかった。したがって、上記通謀に基づいた実行行為がないといえる(②不充足)。

(3) 以上より、乙には、甲の1の詐欺利得罪について共同正犯は成立しない。

第三、なお、詐欺罪利得罪は、甲が丙に声をかけず前に戻り^{共謀}となつていから、丙はこの点について罪責を負わない。

第二、D銀行E支店ATMコーナーにおいて、現金自動付戻機から50万円を引出しようとした行為について

1. 丙は、上記行為をした。

(1) 窃盗罪(235条)は、①他人の財物を②窃取した場合に成立する。

(2) について、窃取とは、①占有の占有下に移動をいう。

(2) 本件では、D銀行E支店支店長の管理

(1) まず、ATMに侵入した行為について、正当な理由なく、不正に現金を引き出す目的を持ち、D銀行E支店支店長(以下支店長とする)の意思に反して支店に侵入しているから、建造物侵入罪(130条所段)が成立する。

(2) 次に、窃盗罪は①他人の財物を②自己の占有下に移動し、③不法領得の意思を持って④を^{共謀}しているときに成立する。

本件では、支店長の管理権の及ぶATM^内の現金を引き出そうとして、^{共謀}ATMの現金は他人の財産といえる(①充足)。そして、

（第 問）

引き出すことができた。②を充足しない。

したがって、未遂（24条）となる。

イも、引き出せなかったのは、取引停止措置がとられていたことによる。これは、他人に譲渡した口座であれば中止措置であった。

不能犯となるかどうかは、一般人が予犯人の立場に立ち、その行為時に犯罪発生の現実的危険性を生じる行為であったかどうかで判断する。

確かに、預金口座はAから甲に譲渡したものであって、丙もそれを知らなかったから、これを一般人の立場に立てても停止措置は考え得ることであったといえる。しかし、それは、Vが嘘に気づいて通報したからとされた措置であって、甲も丙もそれは知らない状態であったから引き出しを実行している。したがって、一般人がこの立場に立っていたとしても、預金引き出しの現実的危険性を有する行為であると認められる。さらに、引き出しは停止措置のと外に直後であって、引き出し可能性は充分にあった。

よって、不能犯として不可罰にはならない。

与(3)も丙は窃盗未遂となる。

2. 甲は丙に1の行為をさせた。

(1) 共同正犯の要件は前述のとおりである。

(2) 甲と丙は計画を協議し、甲は引き出しに現金のほとんどを得たにすぎない。引き出しをさせたのは甲であるから正犯性も認められる(①充足)。よって、丙が実行している(②充足)。

(3) したがって、甲にも平建造物侵入罪と、窃盗未遂が成立する。

甲は別の引き出し機を用いて、乙の用いた口座でないものから引き出し行っている。

3. したがって、乙については、第一、2で述べたように、通謀とこれに基づいた実行行為がないから、この点について何ら罪責を負わない。

第二、以上より、甲には①詐欺罪、②建造物侵入罪、③窃盗罪の未遂が成立し、②と③は牽連犯(54条後段)となり、これと①は併合罪(45条)となる。よって、乙には、何ら罪責が成立しない。また、丙には平建造物侵入罪と窃盗罪の未遂が成立し、牽連犯となる。

（第 問）